

BIRKENSTOCK グループ 企業倫理規範および行動方針

BIRKENSTOCK 社にとって、経済、環境及び社会に対する責任は、企業倫理の最重要事項である。当社のサプライヤーにも、その規範を遵守する事を要求する。

この企業倫理規範および行動方針は、当社のサプライヤーの行動倫理における最低限の基準を制定したものである。(この基準は、ビジネス・ソーシャル・コンプライアンス・イニシアティブ(BSCI)、国際労働機関(ILO)による条約、国際連合による子供の権利条約、女性(女子)に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、グローバルコンパクトの10の原則、そしてOECD多国籍企業行動指針に基づいて作成されたものである。)

原則

1 条, 方針

この企業倫理規範および行動方針は、当社の製品の生産と販売に関連するあらゆる取引関係における最重要課題の一つである。とりわけ、この規定は当社製品並びに部品の全ての生産拠点に適用される。また、これは全てのグループ会社とその直接、間接的取引先にも適用される。すなわち、当社の全ての取引先はこの規定を遵守する必要がある。

2 条, 法的要求事項

現行の国内、国際法及び規定、産業的最低限の水準、国際労働機関(ILO)、国際連合並びにその他妥当と考えられる全ての準用規定は遵守されなければならない。(これらは以下、「基準」と略記される。)このコンプライアンスは、その実際の理念に従って履行されるべきであり、単に書面的義務に基づいて履行されるべきではない。

3 条, 児童労働

児童労働並びに児童、若者に対する搾取は禁止される。

雇用の最低年齢は、義務教育を修了した年齢または満15歳以上である必要がある。

しかし、国際労働機関(ILO)による許可がある場合は、例外的措置は認められるものとする。

児童労働の搾取並びに若者の雇用に関するコンプライアンスは確実に遵守される必要がある。

若者は、あらゆる危険や健康被害のある環境から保護される必要がある。この規定が犯された場合には、当社の取引先はその児童並びに若者の為に、直ちに適切な善後策を履行し、その措置を文書化する必要がある。加えて、それらの措置は国内の基準に則して、影響を受けた児童の社会復帰と義務教育修了を実現する為の措置である必要がある。当社は取引先による当原則3条への違反を発見した場合、これらの措置への協力を一方的に放棄する事が出来る。

国際労働機関(ILO)による条約79号、138号、142号、182号並びに勧告146号に則する。

4条,差別

雇用に関する差別は禁止される。

人種、肌の色、性別、年齢、宗教及び政治的信条、労働組合への参加の有無、身体及び精神的障害、出生地、性的指向、及びその個人の性格に基づいたあらゆる差別は禁止される。

国際労働機関(ILO)による条約 100 号、111 号、143 号 158 号並びに 159 号に則する。

5条,集会・結社の自由並びに団体交渉権

被雇用者は集会・結社の自由に基づく権利、並びに団体交渉権の行使によって如何なる不平等な措置を受けてはならない。被雇用者が自身の利益の推進または保護の為に集会・結社を自由に結成する権利、並びにそれらの団体へ自由に加盟、脱退する権利は保証される必要がある。

これらの権利の行使は雇用契約の履行へ如何なる影響を与えてはならない。

被雇用者のこれらの権利が国内法により制限されている場合は、代替的に被雇用者が自由に団結し、交渉する権利は少なくとも保証されなければならない。

国際労働機関(ILO)による条約 87 号、98 号、135 号、154 号並びに勧告 143 号に則する。

6条,強制労働

あらゆる形態の強制労働、賦役、奴隷労働並びにそれに類する労働は禁止されている。

また、あらゆる形態の囚人労働は認められない。加えて、被雇用者が間接的または非間接的に強制力や恐怖に脅かされた状況で働くことは認められない。被雇用者とは、自由意志に基づき自発的に労働が可能であると宣言した者のみと定義される。

国際労働機関(ILO)による条約 29 号、105 号に則する。

7条,懲戒処分

全ての被雇用者は尊厳と敬意を持って扱われなければならない。制約や罰金、その他の罰則及び懲戒処分が履行される場合は、現行の国内、国際基準並びに国際的に認められた基本的人権に則して発動される必要がある。全ての被雇用者は、精神的、身体的、性的並びにその他の如何なる暴力から保護される必要がある。

8条,労働時間

労働時間は現行法、産業的基準、妥当な国際労働機関(ILO)による条約の下で、最高水準で遵守される必要がある。週ごとの最高労働時間は国内法に基づき適用される必要がある。

しかし一般的には、週ごとの労働時間は時間外労働抜きで 48 時間、時間外労働を含めた場合にも 60 時間を超えてはならない。加えて当原則 8 条の一般的履行に対する申告な違反が発生した場合は、妥当な国内及び国際的基準、(とりわけ国際労働機関 (ILO) によるもの) が適用されなければならない。

被雇用者は6日間の連続勤務後に最低1日の休暇を取得する事が出来る。
あらゆる時間外労働に対して被雇用者は、国内基準に従い給与を受けなければならない。
時間外労働は被雇用者の自発的意思に基づき行われなければならない。

国際労働機関(ILO)による条約1号並びに14号に則する。

9条,雇用関係の文書化

当社の取引先は雇用条件を文書化しなければならない。(例,雇用期間、労働時間、給与や賞与など)
また、生産段階において関連する被雇用者においても、この原則は適用される。被雇用者の氏名、
生年月日、出生地に加え、可能であれば現住所は取引先により記録,管理されなければならない。
加えて当社の直接取引先は、関係先のこれら被雇用者情報の文書化を請け負う必要がある。
現行の国内雇用と社会保障規定を忌避する行為は禁止されている。

10,報酬

当社の取引先は被雇用者に対し、法廷の最低賃金あるいは任意の産業部門における最低賃金相場
のうち、高額なものを適用し支払う必要がある。当社の取引先は、被雇用者が必要最低限度の生
活水準を送る事を保障できる額の賃金を支払う必要がある。間接的及び非間接的な懲戒処分によ
る非合法的、もしくは不公平な賃金の引き下げは禁止されている。賃金の支払いは、被雇用者の
立場から見て合理的な手段を通じて履行されなければならない(現金や小切手等)。賃金の引き下
げが行われる場合、雇用主は被雇用者に包括的かつ詳細な情報を提供する義務がある。

国際労働機関(ILO)による条約26号、131号に則する。

11,健康と安全

労働環境における健康と安全に関する法的規定は遵守される必要がある。当社の取引先は労働環
境が安全で健康的であることを保障しなければならない。また、当社の取引先は職務に関連して
起こりうる全ての健康被害を防止する措置を執らなければならない。当社の取引先はこれらを留
意し、被雇用者の健康と安全を害する如何なる潜在的危険を発見し、解消する制度を構築しなけ
ばならない。更に当社の取引先は被雇用者に対し、現行の職場での健康と安全に関する規定と
安全策について定期的に情報を提供し、訓練を履行する必要がある。加えて、当社の取引先は前
述の事項を文書化する義務がある。当社の取引先は、清潔な洗面所と十分な量の飲料水を確保し
なければならない。就寝用のスペースが被雇用者へ提供される場合は、それらは清潔かつ安全で、
必要な備品を備えた設備でなければならない。

12,環境保護

自然環境の保護は、当社の最重要課題である。当社の取引先は、現行の環境保護基準を遵守しな
なければならない。前述の努力は、自然環境への負担を防止及び削減する為に履行される事を期待
する。当社の取引先は、廃棄物の管理、化学廃棄物及びその他の有害物質の処理並びに排出、汚
水の管理に関わる全ての現行基準を遵守する必要がある。また、当社の取引先は自然環境の保護、

保全の為に特段の注意を払い、環境に優しく、社会的責任を果たした生産手段を推進しなければならない。

13.情報とコミュニケーション

この企業倫理規範および行動方針は、全ての取引先に関連する被雇用者の利益の為に、任意の言語において、少なくとも自由に閲覧できる分かりやすい場所に掲示されなければならない。被雇用者が、識字に問題がある際は、雇用主はこれらを口頭で説明する必要がある。

14.贈収賄と汚職

あらゆる形態における贈収賄と汚職は禁止されている。当社の全ての取引先とその被雇用者は、個人的癒着や私恩、影響を生じる立ち廻りをしてはならない。取引関係の基本は、常に公正で現行の国内、国際基準と一致している必要がある。更に取引先は、コンプライアンスの遵守を伴う反贈収賄及び反汚職措置を、全部門において執り行う必要がある。特定の国において、贈り物を受け取る事が習慣的に行われており礼節である場合には、その行為が贈収賄に基づくものではない事を明らかにする必要があると同時に、当該国の現行基準は遵守されなければならない。汚職の疑いが発見された場合は、直ちに当社に報告する必要がある。(18条参照)

15.管理制度

当社の取引先は企業倫理規範および行動方針を履行、遵守および評価する為の管理制度を導入する必要がある。この為の責任関係及び手順の明記、最適な文書化は当社の取引先により行われる必要がある。当社の取引先は、当倫理規範に基づいた文書化、履行、管理並びに現行の改善策の定期的な見直しを行う必要がある。当社の直接取引先は、関連先の責任者がこの倫理規範を遵守している事を保証する必要がある。

16. 企業倫理規範および行動方針の監視

当社は取引先が当倫理規定に対するコンプライアンスを果たしている事を保証する責任がある。当社が要求した場合、当社の取引先は生産拠点における企業社会監査を行う必要がある。また、当社ならびに当社より認証を受けた第三者機関が必要と判断した際は、当社の直接取引先は、当社もしくは当社により認証を受けた第三者機関が、当倫理規定に基づいて直接取引先又はその関係先に対してコンプライアンス調査を行う事を受け入れる必要がある。取引先はこれらを満たした生産拠点を適切な生産拠点として定義する事が出来る。当社並びに当社より認証を受けた第三者機関は、当社の取引先に事前連絡なしで立ち入る事が出来る。当社の取引先は全ての生産拠点と工場への立ち入り許可を、当社並びに当社より認証を受けた第三者機関に認める必要がある。

17.制約と善後策

当社は当倫理規定に基づいた原則を監視する権利がある。当社の取引先によるコンプライアンスの不履行が発覚した場合は、当該取引先は直ちに適切な善後策を執らなければならない。当社は当社の取引先との契約を抹消する権利を、コンプライアンスの不履行が当社の直接取引先

もしくはその関連先で発生したものであるかに関わらず、非制限的に行使する事が出来る。

18.内部告発

当倫理規定に対するコンプライアンスの不履行に関する告発並びに情報の提供は、当社あるいは当社のグループ会社に対して行われるものとする。匿名での情報提供を行う事も可能である。

担当者, Van Walrafen (van.walrafen@birkenstock.com).情報の提供者は、その情報が確実である事が保証できる場合にのみ、報告を行う事が出来る。当社の全ての取引先は、報告を行った者に対する如何なる不平等な措置や懲戒処分を行ってはならない。

以下に署名した者は、当倫理規定を遵守する。

(場所、日付) _____

サプライヤー

(会社名) _____

(役職名) _____

(所在国) _____

(郵便番号) _____

(郵便) _____

(署名)